

罰則

○ 直接請求における署名に関する以下の行為には、罰則があります。

行為	罰則
<ul style="list-style-type: none">① 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかした。② 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもって署名の自由を妨害した。③ 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫した。	4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none">① 署名を偽造し若しくはその数を増減した。② 署名簿その他請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した。③ 選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した。④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をした。	3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金
国・地方公共団体の公務員、行政執行法人・特定地方独立行政法人・沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員がその地位を利用して署名運動をした。	2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none">① 政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた。② 政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた。	10万円以下の罰金

※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（公布の日（令和4年6月17日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）以降は、「懲役若しくは禁錮」等は「拘禁刑」となります。